

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和 3 年 9 月 22 日 (火)
午前 9 時 27 分 開会
午前 11 時 9 分 閉会
- 2 場 所 第 1 委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 竹中 理
委員 浅田 徹、井上 正治、
奥村 忠俊、田中 藤一郎、
土生田 仁志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 (別紙のとおり)
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

総務委員長・分科会長 西田 真

総務委員会（分科会）次第

2021年9月22日（水） 9：30～
第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉
 - ア 委員会審査

イ 分科会審査
 - (2) 意見・要望のまとめについて
 - ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ
 - (3) 閉会中の継続審査申出について〈5頁〉
- 4 その他
- 5 閉会

令和3年第4回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- | | |
|---------|--|
| 報告第15号 | 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 第79号議案 | 豊岡市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 第80号議案 | 豊岡市辺地総合整備計画の策定について |
| 第81号議案 | 養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について |
| 第82号議案 | 朝来市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について |
| 第83号議案 | 香美町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について |
| 第84号議案 | 新温泉町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について |
| 第92号議案 | 豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について |
| 第113号議案 | 令和2年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

- | | |
|---------|---------------------------|
| 報告第14号 | 専決処分したものの承認を求めることについて |
| 専決第14号 | 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第9号） |
| 第96号議案 | 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第11号） |
| 第106号議案 | 令和2年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について |

※ 第96号議案及び第106号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

総務委員会（分科会） 審査日程表

審査日程	所管（出席対象）部署	審査内容
9月21日（火） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、公共施設マネジメント推進室、 防災課 【市民生活部】 税務課 【消防本部】 総務課、予防課、警防課、 豊岡消防署	【委員会】 《議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第113号議案 【分科会】 《令和2年度一般会計決算認定議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第106号議案 《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》
9月21日（火） 13：00～ 第1委員会室	【政策調整部】 財政課 【総務部】 総務課、ジェンダーギャップ対策室、 人事課、情報推進課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○報告第15号 ○第79号議案 ○第80号議案 ○第81号議案 ○第82号議案 ○第83号議案 ○第84号議案 ○第92号議案 【分科会】 《令和3年度一般会計補正予算議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○報告第14号 専決第14号 ○第96号議案 《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》
9月22日（水） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、 公共施設マネジメント推進室、 防災課 【総務部】 総務課、ジェンダーギャップ対策室、 人事課、情報推進課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【市民生活部】 税務課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 総務課、予防課、警防課、 豊岡消防署 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○報告第15号 ○第79号議案 ○第80号議案 ○第81号議案 ○第82号議案 ○第83号議案 ○第84号議案 ○第92号議案 【分科会】 《令和3年度一般会計補正予算議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○報告第14号 専決第14号 ○第96号議案 《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》

※ 総務分科会での説明は、基本的に①財政課（全体概要含む）、②人事課（人件費含む）、③その他の課（組織順）の流れでお願いします。

2021年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2021年9月22日(水)

【総務委員】

委員長	西田 真
副委員長	竹中 理
委員	浅田 徹 井上 正治 奥村 忠俊 田中藤一郎 土生田仁志

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	熊毛 好弘
議会事務局次長	安藤 洋一
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 —(行財政改革担当)— 兼公共施設マネジメント推進室長	正木 一郎
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	小野 弘順
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 —(行財政改革担当)—	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
財政課参事 —(学校跡地利活用担当)—	久保川 伸幸
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
総務部	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長 兼ジェンダーギャップ対策室長	上田 篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事 (文書法制担当)	宮代 将樹
ジェンダーギャップ 対策室参事	岸本 京子
人事課長	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ政策課長	若森 和歌子
市民生活部	
税務課長	宮崎 雅巳
城崎振興局	
地域振興課長	谷垣 一哉
竹野振興局	
地域振興課参事	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	中川 光典
出石振興局	
地域振興課長	今井 謙二
但東振興局	
地域振興課長	大石 英明
会計課	
会計課長	三笠 孔子
消防本部	
消防長	吉谷 洋司
消防本部次長 兼総務課長	井崎 博之
消防本部参事 兼豊岡消防署長	川見 真司
予防課長	上田 有紀
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

説明員計 23名

【担当事務局職員】

前半 5名	両方 3名
後半 15名	

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
計	31名

午前9時27分 委員会開会

○委員長（西田 真） 皆さん、おはようございます。

今日は総務委員会の2日目ということで、皆さん、よろしくお願いいたしますと思います。

そして、今期の議会の最後の委員会となりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次回の委員会では、また見れない顔が出てくると思います。私も含めて、可能性としてはありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

今日は、昼頃までに終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、着座で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、当委員会に付託、または当分科会に分担された議案の審査として、個別に説明、質疑、討論、表決を行い、その後、意見・要望のまとめを行う予定としております。

委員の皆さんは、Side Books上のフォルダ、ホーム、総務委員会、総務03、09、22が本日の委員会のフォルダです。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

本日の当局出席者についてであります。前半の委員会と後半の分科会に分けて、所管部署の職員に出席いただくよう要請しております。詳しくは、資料4ページの委員会名簿でご確認願います。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑・答弁に当たりましては要点を押さえ、簡潔・明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力を願います。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長・分科会長の指名の後、マイクを使用して課名と名字を名のってから行っていただきますよう、お願いいたします。

これより3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まず、報告第15号、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の19ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 報告第15号、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

こちらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会へ報告するものです。

まず、1、健全化判断比率です。表の一番左側の実質赤字比率ですが、これは一般会計に診療所事業、それから霊園事業の特別会計を加えました、これを一般会計等と申しますが、この一般会計等の標準財政規模に対する赤字の割合を示すものです。こちらにつきましては、実質赤字が発生しておりませんので、横線という表示になっております。

次に、その右側の連結実質赤字比率です。これは全ての会計を対象とした赤字額、または資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。こちらにつきましても、連結実質赤字は生じておりませんので、横線という表示になっております。

次に、その右側の実質公債費比率ですが、13.8%で、前年度と比較して0.5ポイント増加という結果になっております。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化いたしまして、資金繰りの程度を表すものということになっております。

水道、下水道の公営企業や公立豊岡病院等の一部事務組合、公債費に準ずる債務負担行為などが係数として加わるため、連結決算の考え方を取り入れた実質的な全体の財政状況が把握できる指標ということになっております。

0.5ポイントの増加ですけれども、その要因としましては、分子であります元利償還金及び準元利

償還金が若干増加したことと、分子から控除されます基準財政需要額に算入される公債費等が減少したため、分子が増加したことによる増加ということになります。

しかしながら、地方債の発行の際に許可団体かどうかを判断する18%という基準がありますが、この基準につきましては、平成24年度以降、9年連続で下回っているという状況でございます。

次に、一番右の将来負担比率です。これは一般会計等の地方債残高やそれ以外の会計の地方債残高に対する一般会計の負担見込額、それから、退職手当組合への負担見込額、さらには一部事務組合や土地開発公社、債務保証を行っている第三セクターに対する負担見込みなど、一般会計が将来負担すべき実質的な負債から基金など充当可能な財源を差し引いた額の標準財政規模に対する比率を示すものです。こちらが69.3%ということで、前年度から5.2ポイント減少して改善されているという状況でございます。

本市の将来負担比率の構成は、一般会計等の地方債残高が47.1%、公営企業債の繰入れ見込額が37.1%、公立豊岡病院組合負担等見込額が10%、退職手当負担見込額が5.8%、これで100%になるということでございます。

一般会計等の地方債残高、公営企業及び豊岡病院組合への地方債残高に係る負担が90%を超えている状況でございまして、地方債の発行の抑制により地方債残高を減少させるということが課題となっております。

なお、表内の括弧書きの数字ですが、それぞれの比率の早期健全化を判断するときの基準ということになります。万一、いずれかの数字がこの基準以上になりますと、早期健全化団体ということになります。まして、財政健全化計画というのを策定しなければならぬという状況になります。現在、この数字よりも全ての数字は下なりゼロ、バーというようなことになっておりますので、当市においてそれらの必要性は現在ないということでございます。

続きまして、下の表で2、資金不足比率です。こ

れは、公営企業会計の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したというものでございます。太陽光発電事業特別会計と水道事業会計、下水道事業会計の3会計ですけれども、いずれの会計とも令和2年度は、資金不足は生じておりません。したがって、資金不足比率の欄はいずれも横線表示ということになっております。

表内の備考欄ですが、こちらは営業収益の額から受託工事収益の額を引いた額、それぞれ会計の事業規模ということで記載いたしております。

21ページ以降には監査委員の意見書を提出しておりますので、ご清覧賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 基本的なことを聞くんですけど、訳ないんですけど、何年も議員して聞くの恥ずかしいんですけど、この健全化判断基準のバーですけど、これっていうのは先ほど知らせる必要性がないというふうに言われたんですけど、これって数字は聞くことっていうのはできるんですか、それとも聞いたらかんのでしたっけ。その辺がちょっとよく分かんないんですけどね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 知らせる必要がないとかいうのではなくて、発生していないのでバーという形になっているということです。ですんで、1の健全化判断比率であれば、赤字が生じておりませんのでバーになっているということですし、連結のほうも赤字が生じていないのでバーにしています。

数字的にはどうかということなんですけれども、次ページ以降、30ページになるんですけれども。

○委員（竹中 理） ああ、見たら分かる。そういうことですね。

○財政課長（畑中 聖史） 例えば30ページの3の（1）の実質赤字比率ですけれども、ちょうど真ん中より少し下のところに△の4.36%ということ

になっております。連結実質赤字比率につきましては、31ページの真ん中よりも少し下に△の25.65%というふうに出ておりますけれども、マイナスのマイナスということでプラスというふうなことです。数字的にはこういう数字になっております。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（竹中 理） はい、ありがとうございます。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。
田中委員。

○委員（田中藤一郎） 関連的な部分で、僕も勉強不足で分からないといいましょうか、難しい部分があるんで、ちょっとお尋ねしますが、先ほどありましたとおり、早期健全化団体の基準というのが18%ということなんです。今13.8%ということなんですけれども、これは、基本的には近づいているのか、それともほかの地方団体に比べても普通なのか、それともいい成績なのか、その辺りちょっと教えていただけますか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 18%という数字は、実質公債比率ですが、18%を超えますと、今、地方債発行するには国の同意をいただくんですが、それが許可が必要になるという数字が18%です。健全化計画を策定するっていう基準がその表であります25%を超えますとそういった団体になるということで、繰り返しますが、18%というのは許可か同意の基準で、25%が財政健全化計画を作成するかどうかの基準ということになります。

18%に近づいているのかということなんですけれども、実は来年度、再来年度ぐらいがピークで、13.8がもう少し悪くなる、14、15とかいう数字になってくるんですけれども、その後またピークを越えますと下がってくる見込みですので、今後も18%を超えることはないであろうというふうに考えております。

それから、他団体のことなんですけれども、令和元

年度の決算で、1年前の数字で、いわゆる類似団体というものの平均値が出ておりまして、それが6.3%でございます。先ほどの資料の34ページ、監査委員の意見書の中にもございますけれども、類似団体、1年前になりますけれども、令和元年度で6.3%という数字になっておりますので、いわゆる類団と比較しますと倍以上というふうな数字ということになっております。以上です。

○委員（田中藤一郎） 嫌な言い方をすれば、なかなか悪い成績だというふうに思ってしまうわけですが、それは公共施設マネジメントの推進をもう少ししっかりやっていかなければならないとか、やっぱりそういった部分になってくるのか、それとも、これから考えられている公共施設の在り方っていうふうな部分では、大型投資と言いましょ、新文化会館をはじめとしましてですね。なかなかの金額が財政を圧迫していくっていうふうな部分と考えられていくと思うんですけれども、そういったあたりも一応計算されて先ほどの部分というのが言われておられるのか。その辺りもやっぱり今後は見直していかなければ、20年後、30年後、10代の方々に対してのある意味責任、我々はそういった責任を負っているわけですので、その辺りの考え方がもし答えられるのであればお答えいただきたいと思うんですけど。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） その数字をどのように抑制といいますか、何とか18を超えないようにする手段というところだと思うんですけれども、1点は、やはり交付税算入の高い借金をするのが一番ということで、いわゆる借金だけというようなことは基本的にやっては駄目だということがあるかと思います。

それから、借りたお金を返す償還期間というのをもう少し延ばすと全体的に年度の返すものが減ってきますので、その辺の、一律国がこんだけ言ってる、このぐらいと言ってるところをもう少し考える必要が出てくるのかなと。

一方で、金融機関は長い期間になってきますとど

うしても利率が高くなったり、出しにくかったりしますので、その辺のバランスを考えていかないといけないと思うんですけども、そういったこと。

それから、今後考えているのかっていうところですけれども、一応、先ほどの見込みは長期財政見通しに数字を上げているところを基に言ってる数字ですので、全く何も考えずに数字が高くなるかもしれません、低くなるかもしれませんと言っているわけではございません。ですので、一応、まだ長期財政見通し、10年のスパンですけれども、先のことは一応考えてるということでございますし、今後もそういったところで、真に必要なものをきっちり見極めた上で投資的事業をやっていく必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

○委員（田中藤一郎） 私のほうもしっかり見詰めていきたいというふうに思っておりますので、やっぱり財政がある意味基本となります。ただ、そこには市民の生活がありますので、そこでそればかり言うてしまいますと、置き去りになってしまいますと、もっともっと人口減少が進んで入ってくるものも入ってなくなる状況下も考えられますので、その辺りもしっかりとお願いしたいと思います。意見で。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（田中藤一郎） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

特にご異議はありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特にご異議がありませんので、報告第15号は了承すべきものと決定しました。

次は、第79号議案、豊岡市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 47ページをご覧ください。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 第79号議案、豊岡市過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。

過疎地域については、昭和45年以来、これまで4度の過疎対策のための特別措置法が時限立法でつくられ、各種の対策が講じられてきました。

今年4月、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。この新法では、過疎地域の要件として昭和50年から平成27年の国勢調査の人口減少率が28%以上、財政力指数が市全体で0.64以下となっており、引き続き旧城崎町、竹野町、但東町が指定を受けました。この新過疎法に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指し、今回新たに今年度から令和7年度までの5年間の過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

なお、この過疎地域持続的発展計画は、過疎対策事業債などの財政上の特別措置を受けるために策定する必要があり、持続的発展の基本的方向や到達すべき目標と、そのための基本的な施策を示した計画となっております。

それでは、計画案について簡単にご説明をさせていただきます。

50ページ、51ページの目次をご覧ください。最初に、1として基本的な事項を定めております。次に、2の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、これ51ページになりますが、13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項について、それぞれの分野が分かれており、それぞれに（１）、（２）、（３）、（４）で定めております現況と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画等との整合という小項目で構成をされています。この計画の項目については、国があらかじめ指定しているもので、全国の過疎計画がこのような構成になっているということをご承知いただきたいと思います。

53ページをご覧ください。ここから1、基本的な事項について記載をしております。この53ページから61ページまでは、市の概況、それから過疎の状況、上位計画との位置づけ、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況等を示しております。現況、豊岡市としてこうだというようなことを資料として示しているところでございます。

62ページをご覧ください。（4）、一番上になりますが、ここで地域の持続的発展の基本方針を説明しています。兵庫県が定める過疎地域持続的発展方針の理念である一人一人が望む働き方や、質の高い暮らしが実現できる地域づくり及び3つの取組方針、1、地域への人の流れの拡大、2、地域を支える産業の振興、3、安心して豊かな生活が送れる地域づくりに基づくとともに、本市の基本構想や地方創生総合戦略に沿って取組を推進することとしています。

過疎対象となる城崎、竹野、但東地域はそれぞれが個性と可能性を持った地域であり、各地域の特性や資源、人材、地域独自の取組を生かし、地域の主体性や独自性を保ちながら、特色のある地域をさらに成長させ、持続的な発展を図ることとしています。

下のほうになります、（5）地域の持続的発展のための基本目標です。これは今回の過疎地域持続的発展計画から新たに追加された項目です。豊岡市では、地方創生で掲げる人口の社会減の緩和、転入から転出の差を引用して毎年54人の社会減を緩和するということを目標としております。

（6）計画の達成状況の評価に関する事項についても今回追加された項目で、本計画の策定変更についてはホームページで公表することとし、先ほど説明しました（5）の基本目標についても、地方創生総合戦略の会議において分析評価を行うこととしております。

63ページの（7）に計画期間を定めております。今年4月1日から2026年3月31日までの5か年としております。法律につきましては、2031年3月31日までの10年間の時限法となっておりますが、計画については5年で見直すこととし

ておりますので、前期5年の計画というふうに位置づけております。

（8）公共施設等総合管理計画等との整合について、これにつきましては、本市の計画に記載された公共施設等の管理に関する基本的な考え方を転記しております。

次に、64ページでございます。2の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成についてです。（1）で現況と問題点を書いておりますが、ア、イ、ウと小項目を分けております。移住・定住、地域間交流、人材育成、それぞれの現況と問題点を記載しております。

65ページでは、（2）でその対策として、またそれぞれの項目ごとに考えられる対策を記載しております。例えばイの（ア）、地域おこし協力隊の積極的な採用や、ウ、人材育成のところのア、イ、ウで書いております地域コミュニティ組織との連携協働、ジェンダーギャップ解消、多分化共生推進、芸術文化観光専門職大学との連携というようなことで、豊岡市独自の対策を記載しているところでございます。

その下、（3）の計画について表で記載をしております。一番左の欄の持続的発展施策の区分、それから次の事業名（施設名）は、これは国の定めに基づいて記載をしております。

中ほどの事業内容の欄については、今年度予算化されているものや、他の計画で公表しているものを記載しております。

右欄の備考につきましては、対象地域を記載していますが、例えば一番下の人材育成のジェンダーギャップの対策事業は、これについては全市的に行っている事業となっておりますが、過疎計画には対象の3地域のみを記載をしております。他の事業についても同様でございます。

左から2つ目の事業名の（2）過疎地域持続的発展特別事業と記載されているものがございます。これにつきましては、いわゆる過疎ソフトの対象事業となります。今回から国は、地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業については、

この過疎ソフトの記載の対象外となるというふうに言っております。そうでないことを説明するために、②のところで必要性や効果等を記載しております。

66ページをご覧ください。（4）公共施設等総合管理計画との整合を記載している欄です。先ほど言いました基本方針のところでも全体について説明していますが、この分野ごとにも施策類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めている場合や、あるいは個別施設計画を定めている場合にはここに転記をすることとなっています。この項目では個別の計画や基本方針がないため、今後市全体の計画との整合を図るということにしております。ほかの分野についてもこのような構成になっております。

67ページ、3の産業の振興のところですが、ここだけほかの項目にないものがございます。ちょっと飛びまして、75ページをご覧ください。ここの（4）産業振興促進事項でございます。過疎地域の持続的発展を実現するために産業振興が特に重要であることから、この項目が追加されております。これは減価償却の特例及び地方税の課税免除に伴う措置の適用条件の一つに、この産業振興促進事項について本計画に記載があるということが位置づけられていることから、この特例や措置の適用を受けるために記載をしております。

業種のところに書いてありますように、この業種についても法の定めがあり、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、または旅館業というふうになっております。

76ページの4、地域における情報化から、ずっと先、目次で見てもらいました109ページになります、12の再生可能エネルギーの利用促進までのこの各分野の項目については、同様の考え方で記載をしておりますので、説明のほうはちょっと省略をさせていただいて、ご清覧いただければと思います。

飛んで110ページをご覧ください。13、その他、地域の持続的発展に関し必要な事項は、先ほどの2から12の項目以外の事項を記載していますが、今回は起債を受けるための具体的な事業計画が

ないため、計画と総合管理計画との整合については記載をしております。

111ページから116ページは、過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎ソフトの対象事業を再掲しております。

以上、過疎地域持続的発展計画について説明しましたが、過疎対策事業債などの財政上の特別措置を受けるために必要な計画でございます。本計画に記載している事業の実施に当たっては、実施時点での財政状況を踏まえ、過疎対策事業債を有効に活用していきたいと思っております。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） ちょっとお尋ねしたいんですけど、豊岡市では旧1市5町が合併をしました。それで、それぞれ過疎地域が3町指定をされているということなんですけども、例えば1つの例、1つの旧町いいますと、旧町単位なもので、例えば日高を、1つの例を取っても、やっぱり町なかと山間部とは相当いろんな意味で格差があって、言ってみれば過疎に近いような状況もあって、それに辺地としての指定を受けてるという状況はあるんですけども、その辺の対策といいますか、市としての、山間部と町なかに対する公平性といいますかね、バランスよくいろんな意味で、同じ問題を抱えてるのに過疎では比較的有利なソフト面があったり、ところが辺地はハードしか使えませんよね、県が管轄してますし。いうふうなものの流れの整合性というのは、市のほうで調整は私はやったほうが、必要ではないかなというふうに思います。

人口減少なんかは本当に山間部は激しいです、はっきり言って。物事がどんどんどんどん統廃合されて、利便性のいいものはどんどんどんどん中央に寄っていくんですね。どんどんどんどん地方はサービスが低下してきてます。何をするにしても出かけていかなきゃいけない。車で10分、15分、これ当たり前ですわ、もう、今、何しても。いうふうなこ

と、交通の便も悪い、高齢化も進む、人口減少も進む、学校も保育園もなくなる。この辺の感覚を、市としてはしっかりと現状を見据えて、将来的な対策というものをやっぱり辺地に対して私は対策を取ってくる必要があるというふうに思っておりますが、市としてはどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） この過疎の計画もまさにその過疎地域の持続的発展というようなことですし、辺地につきましても他の地域との均衡というようなことが大きな目的としてございますので、当然市としても全体のバランスを考えて施策をしていく必要があるというふうには考えております。

ただ、これ、先ほどのこの過疎計画も、辺地債につきましても、そこだけということではなく、大きな市の全体の中で有利な起債を使おうということで定めておるということもありますので、そこはご理解いただければということでございます。有利な起債をどんどん使っていこうというものでございます。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） そこで、やはり辺地では指定をいただきたいようなことも多々あると思います。きちっと地域から要望を出すなり、それから区から要望出すなり、そういうものもしっかりと検討して、せめてバランスよくこの過疎で決められたやり方と辺地のほうから出てきた要望とをすり合わせていただいて、公平性を保つような、今後長期財政は厳しいといえどもやはりそこにみんな生活してるわけですから、同じ豊岡市民として。そういう部分のバランスというのは、私はしっかりと議論していただいて、やはりどこに住んででも、ああ、豊岡はいいところだなと思うような方向性を出していただけたらと、そういうふうに思うんですけども、その辺の確認といいますか、再度お願いしたいと思います。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） おっしゃるように、

例えば道路一つについてもいろんな面で、優先順位ですとか、計画を立てながらやっておりますので、そこにも、過疎地域やそういった山間部ということも全く考えずに町なかだけということは各部署考えてないと思いますので、そういった考え方でこれからも進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） しっかりとやはり現実を捉えていただきたい、特に。真摯に捉えていただいて、やはり困ってることは、本当にサービスは、地方はサービスが低下してるのは事実です、何にしても。いうふうに思っておりますので、そんなことがないように、コンパクトシティとかいろいろと利便性のいいものはどんどんどんどん中央に固まって、それも大切なことかも分らないけど、やはり市民同じような形で、特に都市計画、税というのは全市民にかけられとるわけですから、そういうことを踏まえるとした対応はお願いしたいというふうに思っております。これは意見です。よろしくお願いします。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 先ほどと関連なんですけど、井上委員と。総務委員会の重点調査項目に今回自治体DXっていうのを入ってるんですけど、それ以前は情報通信って言って、いわゆる携帯電話が山の中でもちゃんと入るかどうかっていう、そういった調査を、別にもうやめるわけでもないんですけども、市としてどうなんだろうね。今充足してるっていうか、どこの地域も携帯電話のあれはオーケーみたいな感じで捉えられとる、何か聞かれてますか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○総務部長（成田 寿道） 現時点では、住んでおられるところで、ほんの一部を除いてですけども、全地域、何らかの携帯電話は通じるようにはなっております。

○委員長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 若干聞くのは、ちょっと奥のほうでやっぱり入りにくいっていうのがあったり、聞くんですけど、それはええんですけど、これから5Gになってくると、5Gはもっとエリアが、アンテナ1つ立ててもエリアが狭いって聞いたりとかするんですけども、その辺、先ほど、今ずっと計画見てると、ICTの推進事業をすとか、そういったことを進めていく上で、5Gの通信利用エリアの拡大していくっていう、これはぜひ過疎地に限らず、辺地に対してもぜひお願いしたいなと思うんですけど、その辺はどういうお考えかなと思いますけど。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） ここには、当然過疎計画なので3地域だけ書いておりますけども、聞くところによるといろんなエリアで進められるようなことも聞いておりますので、この3地域だけに限らず市内全域で、できるところは進めていく方向で動いているというふうに思っております。以上です。

○委員（竹中 理） ぜひお願いします。

○委員長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。

奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 今、質疑聞いておりましたんですけども、出てるのがどんどん、中心がやっぱり中心です。中心になって当たり前だというか、いろいろと助かるような、また地域との格差の話が出ましたんですけどね。市長が替わられましたんでね、今度は。そのことで、これまでの市の方向というかやり方と、それから新たに市長が替わったという点で、何か市の取組としての方針といいますか、そういったところ辺で変化があったのかどうかというところ辺を、まだ短いんですが、どうでしょう。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 当然この過疎計画につきましては、新しい市長になってからの協議となっておりまして、特に市長のほうから大きく変えるという指示はございませんでした。ただ、この過疎計画自体が割と生活に密着したっていうところも

ございますので、そういう点では今の市長の考え方も合ってるのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 今、過疎のお話も出ましてね。変わってないということですけども、要望があったように、今後はその辺も注意されてるのかなと思うんですけども、全体としてね、過疎地域だけじゃなくて、市内といいますか、そういったところに対する政策といいますか、そういったところ辺で、トップが替わったのでこういう方向になりつつあるというところ辺が職員として感じられる思いがあるかどうか、答えにくかったらよろしいです。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 今、奥村議員がおっしゃったように、市長の今後のこれからの方針というか、それについては答弁のほうにもございましたけど、市政経営方針のほうで改めて考えを示していくことですので、それを楽しみにしておいていただけたらと思います。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（奥村 忠俊） よろしい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第80号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 119ページをご覧ください。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 第80号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてご説明いたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、2021年度に辺地地域で実施する公共的施設の整備に対し財政上の特別措置を受けるため、日高町万場辺地係る総合整備計画を定めることについて議会の議決を求めるものです。

122ページをご覧ください。市道栗栖野万場線において、未舗装により大雨時に路面が洗掘され、通行に支障を来しているため、アスファルト舗装へ改良を行い、通行の安全性を図るものです。この事業の財源として、辺地対策事業債を有効に活用し、市民の利便性向上に努めてまいりたいと考えています。

123ページに位置図をつけています。今年度1年間の計画としております。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） この辺地債ですが、これは一番有利な活用の方法だと、自分でも辺地債一番、思っています。ここで言うのがいいのかどうか、都市整備になるとは思うんですけども、非常にアスファルトの舗装の悪い部分が結構見受けられるんです、国道にしても市道にしても。この優先順位というのが我々には全く分からないんで、どうなんかなと思うんですけども、お伝えしてもなかなかそれが実現に行かないと。

例えば一つの例を言うと、日高の石井地区というのがありますわね、石井地区、中間ぐらい。あの国道482号線が舗装が悪い。それと十戸の滝がありますね。滝から十戸の区内に入るまでのあの坂道が

非常に悪いです。その辺は幾ら言ってもなかなか改修されていないというのが現状なんで、これ、どこに、国道ですから県に言えいいということになるんでしょうけども、ここの舗装、この舗装を直すんだったらそっちのほう優先だなんていうやつも結構見受けられるんで、なぜこういうふうになるのかなと思って、市道のほうがきれいになっていくんだけど、国道が悪いなという思いがあるんで、この辺のことも、やっぱりどこに相談窓口を、例えば都市整備部なら都市整備部、こういうことはどうだというふうなところの窓口を、どこにお伝えしたらいいかということ、除雪もそうなんですけども、やっぱりどこに言うのがいいのか、振興局に言うのがいいのか、都市整備部に直接言うのがいいのか、その辺の窓口の、受付窓口といいますか、いうふうなところもしっかりと私は市民の皆さんに伝えていただけないかなと思うんですけどね。たまたまこの辺地のあれで道路舗装のことが出たんですけども、どうなんですか、政策調整部として例えば、私、いつも思ってるんですけども、よろず相談窓口っていうようなのはできんのかなと思うんですよ。どうなんでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） おっしゃるように、国道になりますと国、県のほうに要望していただくということになるんですが、窓口となると、やっぱり都市整備を通じてになるんですかね、ちょっとその辺があれなんですけども。

○委員（井上 正治） 都市整備。

○政策調整部長（塚本 繁樹） はい。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○総務部長（成田 寿道） 地域のいろんな要望とか状況については、まず第一義的には振興局のほうに、ここの国道であろうが県道であろうが市道であろうが、取りあえず、例えば見に来てくれとか確認をしてもらうというような連絡をするのは、振興局にまずされたいかかなと思います。その状況によって都市整備とかとの連携をしてくれるようにしておかないと、都市整備にいきなり言われても、場

所的にも分かりにくいところもあるかもしれませんが、ぜひその辺は連携を持ちながら進めてもらう。だから、日高だったらもう日高の振興局に取りあえず声かけてみるっていうふうにさせていただければ一番、地域のことも分かるしというふうに、ちょっと個人的な部分もありますけども、そういうふうにするべきじゃないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 振興局を通してすれば一番その地域のことが分かるんで、それはいいんですけど、全く改善されないということがあるんで、やっぱり本庁に言いたい、県土木に言いたいっていうことになってくるんです。結局何年も何年もここでも直らないから、結局県土木に直接言いますよということになって、それで改修されたりしたことがあり得るんでね。その流れがどうなっとなかなという、我々は全く見ない部分があるので、これは御礼なんですけど、例えば除雪の在り方にしても、非常に悪かったんですけども近年本当によくなりました、除雪が。言って言って言って言い過ぎるほど言いました、土木にも振興局にも、都市整備にも。そんなら結構ね、除雪がきれいになりましたね、トンネルからよの木坂の下までの除雪が非常によくなりました。こういうのもやっぱり継続してほしいはしていくということが大事だと。

窓口は振興局ということが基本になると思うんですけど、そういうものをどっかの形で、広報でも、メールマガジンでも、何かあったら振興局に知らせてくださいというふうなことをお知らせいただければいいと思います。本当はよろず相談窓口みたいなっていったら、どこ行ったら分からん人はそこで聞く、ワンストップじゃないんですけど、次にご連絡申し上げますということをされたら、私は優しい市役所だなと思っていただけたらと思いますけど。これはお願いします。よろしいです。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。

浅田委員。

○委員（浅田 徹） お願いします。特に過疎債、今回の辺地債です。これはあくまでも、これは手続きとして、基本的には有利な起債、これが使用できるというふうなことだと理解してます。だから、3地域以外は、豊岡にしても日高にしても出石にしても、当然市街地があれば村部もある。そういうものの中で、逆格差じゃないけども、こういう、例えば非常に有利な起債があるから、どんどんこういうプランに基づいて整備していく、もんじゃないって言ったらかかしいですけども、そういう理念はありますけども、そういうものに充当して維持管理ができるというふうなことについては、やはりどんどんこれがあるから事業を立ててやっていくっていうふうなことのバランスについてはね。きっちり精査して、やっぱり緊急度を、地域性も含めて、それはお願いしておきたいと思うんですね。これがあるから何でもかんでもどんどんやりましょうと。地域の声があれば、こういう計画があるんだから、あれもこれもあれもあれもというふうにならんように、あくまでもこれは財政上の措置というふうなことで考えていますので、そういうことも勘案してひとつこれらの適用についてはよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。
井上委員。

○委員（井上 正治） 実は、過疎地域はソフト事業が使えますわね、基本的に。ところが、辺地は使えませんし、そういうところで観光地、例えば日高神鍋エリアで、観光地を抱えてると。例えば花火一つ上げるにしてもできない。いろんな意味で、やはりソフト事業については十分議論していただいて、それを市のほうで何とか少しでもカバーできるような方法というのを考えていただかないと、相当、城崎さんは夏でも花火上げる、竹野さんは中止になってますけど、そういうものも過疎債で上げる。ということが、ごっつい目立つんですね、物すごく目立ちます。

だから、そういう部分も、やっぱり辺地に指定されるところであれば、辺地ということになれば、

そういうものも市のほうで何とかカバーできるようなシステムといいますか、体制をつくっていただきたい。そういうものをすることによって公平感というものも出てくるのではないかなという私は思いはするんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 議員おっしゃるとおり、この辺地だから、過疎だからということで要求も出てこないですし、うちの財政課のほうの査定もそういうふうにはしておりません。基本的には全部を見渡して、その中で各部局から要求が出てきまして、あっ、ここは辺地に該当するんじゃないかっていうことで財源を充てていくという、ここは過疎だからこの分を充てよう。例えば指定管理料なんかでも、たくさんそこらじゅう、1市5町全部指定管理料あるんですけども、竹野、但東、城崎の指定管理料については充てよう。そうでないところはもう結局一般財源なんですね。だから、辺地だから、過疎だからといって特別に何かをしているということではないということだけのご理解いただけたらありがたいと思います。

ただ、そう言いながら、過疎にはやっぱりそれなりの地域の活性化という目的もございますので、そういう事業が出てくればそういうものに充てていくと。

それと、あと、財源もこれ起債100パーなんですけれども、過疎については70%の交付税算入、残りの30%は一般財源になってしまいます。そうした辺地についても、100%の起債で、80%の交付税算入で残り20%ということもありますので、その辺は十分精査して、特別そこの地域だから事業をしていくということには今しておりません。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） たまたま一つ、今ね。いいですか、神鍋の例を挙げたんですけどね。神鍋を特定してるわけではなしに、過疎とのソフト面の部分が非常に差が見られるという思いを、私、常にしてるんです。過疎債はソフト事業に活用できる、地域活

性化ということになると思うんですけども、やっぱりその辺の部分でどうしても差というのは避けられないというのを感じられるんです。ですから、強いと言うなら、何とかそういうものを地域から要望でも出てくれば、十分検討していただいて対応をしていただくような体制も必要ではないかなと私自身が思いますんで、それはまた私の思いですし、十分検討されたいなと思いますので、一度ご議論いただいたらというふうに思っております。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい、いいです。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第81号議案から第84号議案まで、養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、ほか3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 125ページの第81号議案から143ページの第84号議案までの、但馬各市町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、関連しますので一括でご説明いたします。

この4議案につきましては、養父市、朝来市、香美町との間で2012年に、新温泉町との間で2013年に、豊岡市とそれぞれの市町が1対1で締結

した定住自立圏の形成に関する協定についてその一部を変更するため、豊岡市議会基本条例の規定により議会の議決を求めるものです。

内容の詳細につきましては、養父市の第81号議案に添付しています協定書変更箇所でご説明いたします。

130ページになります。表の左側が変更前で、右側が変更後です。協定書中、別表第1の生活機能の強化に関する政策分野で、2、専門職大学の誘致を芸術文化観光専門職大学との連携に変更するものでございます。

2017年にこの専門職大学の誘致を協定に追加し、但馬地域における人口減少対策の一環として取り組んできました。今年4月に芸術文化観光専門職大学として開校しましたので、今後は芸術文化観光専門職大学との連携として取組を進めていくものです。

取組の内容につきましては、変更後のところにご覧のように、同大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図るとしております。

甲の役割は中心市としての本市の役割で、乙は協定先である、ここでは養父市の役割となります。朝来市、香美町、新温泉町とも同様の内容となっております。

各市町ともこの9月議会で協定の一部変更の議案を提出されており、ご承認いただきました後は、変更協定を締結し、共生ビジョン懇談会による意見を踏まえて、来年度から始まる第3次共生ビジョン、これは具体的な内容を定めたものでございますが、その策定を進めてまいりたいと思います。

今後、状況の変化や新たな課題が発生した場合には、必要に応じて協定の連携項目を変更してまいります。以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第81号議案から第84号議案までは、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第92号議案、豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮代総務課参事。

○総務課参事（宮代 将樹） 175ページをご覧ください。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○総務課参事（宮代 将樹） 第92号議案、豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、国のデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の規定の整理を行うための改正でございます。

内容につきましては、178ページの条例案要綱にてご説明をいたします。本案は、第33条の一部改正ですが、デジタル庁設置法により、情報提供等記録の訂正に係る通知先が総務大臣であったものが内閣総理大臣に改められたこと、また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律から引用します規定の条項に号ずれが生じたため、改めようとするものでございます。

なお、附則により、この条例は公布の日から施行することといたしております。

179ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第92号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、前半を終了して、当局職員の入替えを行います。ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。

委員の皆さん、何かありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 当局の皆さん、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、当局の皆さん、ご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで委員会を暫時休憩します。再開は10時35分。

午前10時25分 委員会休憩

午前10時31分 分科会開会

○分科会長（西田 真） それでは、ただいまから総務分科会を開会します。

これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まず、報告第14号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第14号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

報告第14号、専決第14号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の5ページをご覧ください。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 5ページ、専決第14号、令和3年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

本案につきましては、地方自治法の規定により、議会を招集する時間的余裕がないということで、8月6日付で専決処分したものでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,700万円を追加して、総額を491億698万7,000円としたものでございます。

概要としましては、新型コロナウイルス感染症対策で、児童扶養手当を受給するひとり親世帯等や住民税が非課税である二人親世帯、さらに就学援助費を受給する二人親世帯に対し、特別給付金を支給するものでございます。

財源としましては、14ページ、15ページをご覧ください。国庫補助金のほか、一般財源は普通交付税を計上しています。当委員会・分科会が所管する歳出はございません。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） ちょっと分かんないかもしれないんですけども、これからまた、こういった手続をされてない方が増えてきたりだとかいうふうな可能性があるのか、また、そういった場合は同じようにまた補正を組んでいただけるのかどうか、その辺りはどうでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 手続をされていない方がいないっていうのはちょっと私のほうでは分かりかねます。この予算を専決する際に、極力そういう方がないように、できる限りの広報といいますか、アナウンスといいますか、やっていきたいというふ

うに担当課は申ししておりましたので、できるだけ広く伝わるように広報等はやっているものだと思っております。

今後のことですけれども、市単独でっていうのはなかなか難しいのかなというふうには思っておりますが、また、国の支援等がありましたらこういったこと、国の制度とかでやるということになればまたやっていくことになろうかと思えますし、コロナ対策につきましては限られた財源の中で真に必要な支援等をやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

○分科会長（西田 真） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） これは国の事業だというふうに理解しております。6月の議会のときにも、この件についてはいろいろ質問させていただきました。要は、ひとり親世帯の方だとか、市が把握してる方については通知が行くんですけれども、低所得者の方々だとかいうふうな部分については、申請型っていうふうな形になって、かなりそういう意味合いでは、去年の部分でいいますと、申請型があまり皆さん知らなかった。今回、しっかりと知らせるような形として、逆に今回増えてきて、当初考えていた人よりも多分増えてきたからこそこういった補正が出てきているというふうに思うんですけど、ただ、それが本当に100%かどうかというふうな部分でいうと、やはりなかなか、スマホだとか、今コロナ禍でそういった方々の情報ツールっていうのが非常に限定されてる中で、まだ知らない世帯の方ももしかしたらおられるのかなというふうにちょっと心配を逆にしておりますので、そういった部分で、これが補正を組まれて、じき申請されて足らなくなっ、それができないような場合があつては、やはりこれは国民の安全・安心を担保する部分では非常に大事な部分だというふうに思いますので、請求されてお金を出すというふうな部分あるんですけども、そういったところの確認をいま一度しっかりとさせていただきながら、ある意味漏れのないようにだけ心がけていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。意見です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（田中藤一郎） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第14号、専決第14号は、承認すべきものと決定しました。

次は、第96号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

第96号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、及び地方債補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明を、次に、人事課から全体の人件費を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

質疑は、説明が終わった後に一括して行います。それでは、順次説明願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の199ページをご覧ください。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 第96号議案、令和3年度一般会計補正予算、第10号とありますが、第11号に計数整理により変わっております。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ7億2,302万6,000円を追加し、総額を、この議案書では498億3,001万3,000円とありますが、計数整理によりまして499億5,301万3,000円とするものです。

第2条で地方債の変更を行っております。

この補正予算第11号は、コロナ対策としまして

ワクチン接種に係る人件費の補正が1件ございます。それから、通常事業の新規追加や増額補正がございます。さらに、人事異動に伴います人件費の整理ですとか、昨年度、2020年度の決算確定に伴う精算というような内容となっております。

また、歳入では普通交付税の本算定を受けまして、普通交付税の増額と臨時財政対策債の減額を行っており、それにより財政調整基金の繰入れの減額を行っております。結果としましては、最終の財源調整は繰越金で行っているというふうな内容でございます。

概要の説明は以上でございます。財政課分の説明を引き続きさせていただきたいと思っております。

まず、歳出をご覧ください。221ページをご覧ください。一番下の枠の1行目に基金管理費がございます。その3行目ですけれども、財政調整基金積立金が6億223万円ございますが、このうち6億円が地方財政法の規定によります歳計剰余金の処分ということでございまして、昨日も申し上げましたが、令和2年度、2020年度の実質収支額11億6,800万円余りですけれども、これの2分の1以上を積み立てるということで、6億円の積立てということでございます。

少し飛んでいただきまして、265ページをご覧ください。一番下の枠でございまして、土地取得費でございます。457万4,000円でございます。内容は太陽光発電事業特別会計の令和2年度決算確定によりまして、竹貫地場ソーラー事業の利益による土地開発基金からの土地の買戻しについて増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。211ページをお開きください。上から3段目の枠で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これが1億5,800万円ございます。これはコロナ対策で、中小企業等に対して事業用の家屋等償却資産について軽減措置が図られるということになっておりますが、この市にとって減少分となる部分に対する交付金が1億5,800万円と

いうことでございます。

次に、その1つ下ですけれども、普通交付税4億9,920万6,000円の増額といたしております。先ほども申しましたが、普通交付税の本算定に基づくもので、増額の主な要因は臨時財政対策債への振替が想定以上に少なく、普通交付税のほうが増えたというようなことというふうに考えております。

次に、217ページをご覧ください。上から1段目の1行目ですけれども、太陽光発電事業特別会計でございます。657万4,000円のうち、先ほど説明しましたが457万4,000円が財政課所管ということで、先ほど申し上げました太陽光発電の特別会計の決算確定によるもので、土地取得費と連動しておるものでございます。

その下の段で1行目でございます。財政調整基金繰入金は、7億7,422万2,000円を減額しております。先ほど申し上げました普通交付税の増額ですとかその辺を合わせまして、財政調整基金の繰入れが今回7億7,422万2,000円減額できるというものでございます。

今回の補正後の収支不足に係ります財政調整基金の繰入額は、あと約10億円まだ残っているという状況でございます。

次に、その下の段の前年度繰越金は、8億6,869万6,000円を計上いたしております。歳出のほうで説明しましたように、令和2年度の実質収支額の2分の1以上で6億円を財政調整基金に積み立てる分と、最終的な今回の補正の財源調整額としてその差額の2億6,869万6,000円を計上しているということでございます。

今回の補正後の繰越金の留保額としましては、2億1,000万円まだ留保しているという状況でございます。今後の補正財源ですとか、財源不足による財政調整基金からの繰入れの減額のほうに充てていきたいというふうに考えております。

それから、218ページ、219ページをご覧ください。2段目の下から2行目になります。臨時財政対策債を3億5,250万円減額

いたしております。218ページに記載のとおりですけれども、当初予算の段階では16億1,000万円の発行を見込んでおりましたが、繰り返しですけれども、普通交付税の本算定に伴いまして、発行できる上限額が12億5,755万円というふうに決まりました。この上限額まで発行するために減額するという内容となっております。

財政課からの説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。小川人事課長。

○人事課長（小川 琢郎） 人件費につきまして、本日別紙でお配りしております令和3年度人件費9月補正予算の主な理由（一般会計）という資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

例年、9月の補正につきましては、基本的に当初予算編成に間に合わずに反映できなかった要素がありますとか、9月での人員の配置の変化、こういったものを反映して調整しようとするものでございます。また、4月以降の随時の異動等も反映をさせております。

まず、報酬でございます。635万8,000円の減額としております。この主な要因としましては、会計年度任用職員の入替え等による増減、つまり新たな採用などによる増員の要素と、それから昨年度末で退職した職員の入替えによる減額の要素、それから、ALT、CIRの雇用月数の変更、こういうものを調整して計上しております。

会計年度任用職員の増員につきましては、年度途中の正規職員退職者の代替ですとか、それからワクチン接種に係る事務補助員の採用、それから保育士の補充、また職員が育児休業に入った際の代替職員の採用、そういう部分で増員としております。

それから、減額の要素です。先ほど申しました採用と退職による報酬の差でありますとか、それからALT、外国語の指導補助助手の、これの来日が遅れておりまして、新型コロナの影響でございます。その雇用の月数が減っておりますので、その調整。それから、CIR、国際交流員ですけれども、これも夏に来日予定の方が一部できてないという状況になっておりますので、こういったところの調整をか

けております。

次に、給料でございます。4,088万7,000円の減額としております。主な要素としましては、育児休業に入る職員の減額でありますとか、それから、予算編成作業後に退職になった者に係る不用額、あとは、4月時点での初任給の確定ですとか昇給、昇格の確定、こういう要素の調整を行っております。

次に、手当でございます。61万8,000円の増額としております。増額の要素としまして、時間外勤務手当がございます。例年、時間外勤務手当の不足が生じた場合には、12月議会で補正予算の計上をさせていただいておりますけれども、今年度、新型コロナへの対応で、急いで必要なものについて今議会、補正予算計上させていただいております。

内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場での出役に当たる職員への時間外勤務手当、これの増額。それと、4月の市長選挙、市議会補欠選挙の時間外勤務手当、この不用額が生じておりますのでその減額ということで、その調整を行いましてトータル1,766万9,000円の増額としております。

このほかに扶養手当とか通勤手当等各種の手当、随時の異動による調整、それから、育児休業等の給料分の減額要素が期末勤勉手当にも反映してきておりますので、その調整を行っております。

次に、共済費です。542万3,000円の増額としております。増額の要素としましては、共済組合の負担金の増加、それから、標準報酬月額の設定によるものがございます。これも予算編成後に通知があったものでございます。減額の要素としては、育児休業等の不用額に伴う減額でございます。

次に、負担金です。635万1,000円の減額としております。主には退職手当組合の負担金ということになります。これも育児休業等に不用額が生じた分、それと、初任給等の確定ですとか昇給、昇格等の確定に伴う調整がございます。それから、豊岡病院からの派遣の受入れを予定していましたけれども、それがなくなりましたので、給与費負担金も一部減額をしております。

以上、人件費のほうは4,755万5,000円の減額ということでお願いするものでございます。

人事課からは以上です。

○分科会長（西田 真） 安藤議会事務局次長。

○事務局次長（安藤 洋一） 221ページをお開きください。上の枠内です。議会管理費及び議会運営活動費について減額をしております。その理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国市町村交流レガッタ薩摩川内大会が中止になったことにより、減額をするものです。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 歳出のほうで、254ページ、255ページをお開きください。防災課からは、防災行政無線管理費といたしまして、下から5行目になります。防災行政無線の受信状況が悪い世帯の受信状況の改善を図るために、消耗品としてダイポールアンテナを購入するとともに、アンテナ設置手数料のほうを要求するというような内容になってございます。今言いましたアンテナ代と、それからアンテナを設置する費用というようにことを計上させていただいております。

同じく下から2行目になります。避難所充実事業費ということでございます。こちらにつきましては、2020年12月に竹野、日高のほうでも大雪が降って、その後、竹野南地区では地区住民の皆さん方に対して停電による市民生活の影響についてのアンケートを取られておまして、その中でもやっぱり困ったことの最上位が、暖房が使用できないというようにことを上げられておられます。そんな中で、停電時に暖房器具が使えなくてはそういった寒さがしのげないというようなことから、市役所本庁だったり各振興局であつたり一定数の石油ストーブを備蓄いたしまして、お困りの地区、区の集会所になるんですけども、対象はそうなると思うんですけども、そこに職員が持って行って暖を取っていただくというようなことで対応するというような費用をストーブということで上げさせていただいております。

それから、歳入のほうでちょっと1件ございます。216ページ、217ページをお開きください。最後の一番下の行になるんですけども、消防団員安全装備品整備事業助成金ということで、これは本年度、消防団のほうの団員さん方の、火災現場の最前線ということなので、その防火衣だとか防火帽だとかを購入させていただく予算をつけていただいているんですけども、その関係で消防基金というのがございまして、そこから100万円を助成いただけるといようなことが決まりましたので、それによる財源更正でございます。

防災課からは以上でございます。

○分科会長（西田 真） 太田垣総務課長。

○総務課長（太田垣健二） 議案書の230ページ、231ページをご覧ください。まず歳出でございます。右側の中段の調査員確保対策事業費でございます。本事業につきましては、国が実施いたします各種統計調査に際しまして、統計調査員の選任が困難になっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員となる意思のある方の募集、登録、資質向上等を図ることを目的とした県からの委託事業でございます。

今回の補正は、県の委託費の内示額に合わせ歳出の補正をするもので、統計調査員の書面による研修でありますとか、便り、通信の郵送の際に使用いたします通信運搬費等1万2,000円増額し、事業費を4万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。214ページ、215ページをご覧ください。右側の上から2段目の統計調査員確保対策事業費委託金でございます。先ほど歳出でも説明申し上げましたが、県の委託費の内示額に合わせまして1万2,000円増額し、歳出と同額の4万5,000円とするものでございます。

総務課からは以上でございます。

○分科会長（西田 真） 岸本ジェンダーギャップ対策室参事。

○ジェンダーギャップ対策室参事（岸本 京子） 222ページと223ページ、補正予算の議案書のほ

うをご覧くださいと思います。223ページの上から2枠目になります。委託料でございます。これにつきましては、今回の補正では、消防の職場の環境改善支援業務費用として452万1,000円の補正をお願いしております。本事業は、2020年度に発生いたしました消防組織におけるハラスメント事案を受け、キャリアデザインアクションプラン及び人材育成基本方針に沿いまして、消防職場が心理的安全性の高い職場となるよう、人権を守り、安心して働ける職場づくりに向けた取組を推進するものです。

なお、対策はできる限り急ぐべきとの判断から、現計予算の範囲内で7月から9月を期間としまして、組織課題の仮説の設定と改善に必要と考えられるプログラムを企画、あるいは管理職を対象としたワークショップを実施しております。今後、ワークショップで得られました現状を分析しまして、改めて年度内の消防職場改善プログラムを構築していく予定です。

消防職場における防止対策のためのハラスメントの知識を学ぶ研修ですとかワークショップを想定しておりますが、市役所全体における改善プログラムの企画、運営並びにハラスメント防止、発生時の対応能力の向上、これは職員の能力の向上、体制整備などについての備えに必要な支援業務を予定しております。以上です。

○分科会長（西田 真） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 210ページ、211ページをご覧ください。税務課では歳出補正はございません。歳入補正のみでございます。

まず、一番上の個人市民税でございます。個人市民税につきましては、当初予算ではコロナの影響を受けまして対前年度比9.0%と大きく減額を見込んでおりました。しかしながら、当初課税を行った結果、対前年度と比較してほぼ横並みというような結果となりました。そのため、このたび3億円の増額補正を行うものです。補正後の額につきましては、前年度当初予算に比較して0.2%の増ということになります。

その下、固定資産税でございます。今年度は、固定資産税は評価替え等、中小事業者等を対象としたコロナ減免に係る減額を見込んで、対前年度比5.3%減の予算を見込んでおりました。しかしながら、コロナ減免のほうの免除額が見込みより多額となりまして、今回減額補正となりました。当初免除のほうにつきましては1億8,000万を見込んでおりましたが、7月の2期更正の段階で3億3,895万7,000円の免除額となったように、1億5,895万7,000円免除額が増えました。

そのほか、当初課税により増えた部分もございまして、そこを差し引きしまして1億4,000万円の減額補正です。

補正後の予算額は対前年当初と比べまして8.1%の減と、大きな減額となっております。

なお、コロナ減免により減収分につきましては、先ほど財政課長から説明がありましてとおり、国から全額補填され、その予算についてはその下の地方特例交付金で措置されることになっております。以上です。

○分科会長（西田 真） 今井出石振興局地域振興課長。

○出石振興局地域振興課長（今井 謙二） 224ページ、225ページをご覧ください。上から3枠目の出石振興局費の中の庁舎管理費30万1,000円です。これは出石庁舎2階トイレの換気扇故障に伴う修理費用です。

同じ枠の少し下、久保修画業50周年記念事業費です。180万円の増額ですが、これはまちなかミュージアム開催に伴う出石史料館への照明器具追加設置及び壁等の修繕のほか、当日配布用パンフレットの印刷費などを追加補正しています。また、久保氏によるギャラリートーク3回分と切り絵ワークショップ2回分の経費についても追加しております。

227ページをご覧ください。上の枠の中ほどの出石永楽館歌舞伎開催事業費です。8,618万2,000円の減額ですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった永楽館歌舞伎公

演に係る予算について、中止連絡に係る郵便料等と来年度公演の打合せに係る費用を除き、減額補正するものです。

次に、歳入について説明します。217ページをご覧ください。下から3行目、コミュニティ助成事業費交付金240万円は、久保修画業50周年記念事業に対して助成決定がなされたため計上するものです。

219ページをご覧ください。上の枠の一番下の永楽館入場料をはじめ、永楽館歌舞伎公演に係る予算全額を減額しております。以上です。

○分科会長（西田 真） 井崎消防本部次長兼総務課長。

○消防本部次長（井崎 博之） 議案書の255ページをご覧ください。中ほどにあります消防本部の一般管理費、予防活動、消防活動、救助活動のそれぞれの事業費及び消防装備管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症により各種会議や講習会、訓練参加等が中止になったことに伴い減額をするものでございます。

また、消防活動事業費の事業予備費につきましては、事業完了に伴い不用額を減額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、217ページをご覧ください。一番下の枠、中ほどより少し下に記載されております講習等負担金、防火管理者資格取得講習受講料でございますが、これにつきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止をしたことにより減額をするものでございます。

消防本部からは以上でございます。

○分科会長（西田 真） 宮岡選管監査事務局長。

○選管監査事務局長（宮岡 浩由） 228、229ページをご覧ください。一番下の枠でございますけれども、市長選挙及び市議会議員補欠選挙費についてご説明申し上げます。本年4月18日に告示、4月25日に執行いたしました任期満了に伴う市長選挙及び欠員に伴う市議会議員補欠選挙について、選挙執行に要した経費を除き、不用額を減額するも

のでございます。

本選挙につきましては、それぞれについて候補者を各3名と想定して予算計上しておりましたが、市長選挙については2名の候補、市議会議員補欠選挙では欠員2名に対して2名の候補ということで無投票となりました。

まず人件費といたしましては、事務補助の会計年度任用職員への報酬のうち、不用額54万1,000円、及び非常勤職員報酬として、選挙長、選挙立会人及び期日前投票管理者、投票立会人への報酬のうち、不用額となりました12万3,000円を減額しております。

また、次の230、231ページでございますけれども、事務用消耗品や啓発用資材等の消耗品費で160万8,000円をはじめ、選挙公報に係る印刷製本費68万6,000円、投票速報用の携帯電話通話料や投票所への入場整理券の発送経費などの通信運搬費38万2,000円、入場整理券の作成業務を含めます業務委託料で12万6,000円、投開票所や個人演説会会場の借り上げ費用19万1,000円、選挙公営費としての交付金で253万1,000円など、選挙費用総額では570万1,000円を減額いたしております。

なお、このほかに、先ほど人事課からの説明にもございましたけれども、人事課所管の予算から時間外勤務手当等の不用額の減額をさせていただいておりますので、市長選挙及び市議会議員補欠選挙費といたしましては、総合計で1,000万円の減額となります。

なお、歳入はございません。

選挙管理委員会事務局からは以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。どなたからでも結構です。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第96号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本日の審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。

委員の皆さん、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 当局の皆さん、何かありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、当局の皆さんはここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで分科会を暫時休憩します。

午前11時05分 分科会休憩

午前11時06分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開します。

これより3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容についてご協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 委員会休憩

午前11時07分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど休憩中に、委員長報告に付すべき内容ということで協議いただきましたけど、特にないということで、そのように決定したいと思います。

委員長報告についてですが、内容につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時07分 委員会休憩

午前11時07分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 分科会を再開します。

これより3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、イ、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 分科会休憩

午前11時08分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、分科会を再開いたします。

休憩中の予算決算委員会に報告すべき内容を協議いただきましたけど、特にないということで、そのように決定したいと思います。

それでは、分科会長報告についてですが、内容につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会いたします。

午前11時09分 分科会閉会

午前11時09分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開します。

これより（４）閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料５ページにあります委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に対して申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより４、その他に入ります。

その他、委員の皆さんのほうから何かあればお願いいたします。何かありませんか、委員の皆さん。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時０９分 委員会閉会
